

第 571 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 7 年 9 月 19 日（金） 午前 9 時 58 分	
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室	
議 題	議題等 （１）いさざ・ごろひき網漁業許可の状況と操業期間の見直しについて【協議】 （２）うなぎ筒漁業に係る規制について【協議】 （３）委員会指示違反者に対する処分について【協議】 （４）全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について【報告】 （５）トロール漁の漁模様について【報告】 （６）その他	
出席委員	1 番 鈴 木 幸 雄 2 番 海 老 澤 武 美 5 番 古 家 晴 美 8 番 菅 澤 英 子 10 番 小 原 一 八 11 番 大 崎 匠 14 番 中 泉 義 美	
欠席委員	3 番 坂 本 隆 夫 6 番 石 本 恵 子 7 番 山 口 晴 代 12 番 樽 見 由 紀 13 番 戸 田 弘 美	
県側出席者	農林水産部漁政課課長補佐 所 高利 〃 漁政課技師 藤田 勘輔 霞ヶ浦北浦水産事務所所長 武士 和良 〃 漁業調整課長 横山 耕平 〃 漁業調整課係長 富永 佳子 〃 漁業調整課技師 小熊 進之介 〃 漁業調整課技師 西口 晃人 〃 振興課長 所 史隆 〃 主査兼指導課長 杉浦 仁治 水産試験場内水面支場長 根本 隆夫	

	〃 増養殖部長 丹羽 晋太郎 〃 内水面資源部首席研究員 山崎 幸夫 〃 内水面資源部技師 飯野 菜帆
事務局	事務局長 久保田 次郎 主任 武藤 晴香
傍聴人	2 名
議事録署名人	10番 小 原 一 八 11番 大 崎 匠
議長	1 番 鈴 木 幸 雄
会議内容	開会 午前 9 時58分
久保田局長	〔開会宣言〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕
鈴木幸雄会長	おはようございます。 皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 9 月も半ばとなりまして、暑い日が続いていましたが、昨日の雨で今日はちょっと涼しくなってきました。気候としては良くなってきましたが、全国的には新型コロナウイルス感染症も流行っているようですので、体調管理には十分にお気をつけいただきたいと思います。 7 月 21 日にトロール漁が解禁し、シラウオ主体の水揚げでしたが、霞ヶ浦では、エビ漁が例年より早い 8 月 21 日からスタートし、最近も 100 キログラム以上の水揚げがあるようです。水揚げの状況については、この後、内水面支場から詳しい説明がありますので、しっかり聞いていただきたいと思います。 本日の議題は、いさぎ・ごろひき網漁業や、うなぎ筒漁業など、漁業制度に関する重要な案件となっておりますので、皆様に活発な討議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。
久保田局長	本日は、傍聴人が 2 名いらっしゃいます。傍聴人は、傍聴人規程の遵守をお願いします。

久保田局長	続きまして、次第３の議長の選出ですが、当委員会の会議規程第２条第２項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。
議長（鈴木幸雄会長）	それでは、議長を務めさせていただきます。 早速ですが、次第４の出席委員数の報告を事務局からお願いします。
久保田局長	出席委員数を報告させていただきます。 本委員会の委員定数は１２名でございますが、本日は７名の出席をいただいております。出席委員は過半数を超えておりますので、漁業法第１４５条第１項の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。
鈴木幸雄議長	ただ今の報告のとおり、本日は欠席者も多いのですが、過半数を超えているということで、本日の委員会は成立しております。
鈴木幸雄議長	続きまして、次第５の議事録署名人ですが、私から指名いたします。 １０番小原委員と１１番大崎委員にお願いします。
鈴木幸雄議長	それでは、次第６の議題に入ります。 議題（１）の「いさざ・ごろひき網漁業許可の状況と操業期間の見直しについて」です。県から説明をお願いします。
西口技師	（資料１－１、資料１－２（プロジェクター）により説明。）
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。
２番海老澤武美	（挙手）
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
２番海老澤武美	ただ今説明をいただきました。 唯一、霞ヶ浦の漁業はシラウオが主体になって進められてるということです。

それで、資料を見ると、3月シラウオの産卵期なのに、このように見られる魚はシラウオばかりということになると、やはり調整規則が昔とは変わって、いさぎ・ごろひき網漁業っていうのは、イサザアミとゴロを曳くための漁業だと思うんですが、どうなんですか。シラウオ曳きではないんだよね。

ところが、今は魚がいろいろ変化して、道具も昔のかぐら棧で曳いている頃のいさぎ・ごろひき網漁業と違って、ワイヤーをウインチで巻いて、動力で曳いてるわけですから、そういう考えのもとで、調整規則は、やはり皆さんと協議をして、資源が保護できるように改正されれば良いのかなと思います。

ただ、なぜイサザアミとかゴロが、私は北浦ですが、北浦は全くいないんですけれども、何が原因で、霞ヶ浦にはいて、北浦にいなくなったんでしょうか。水産事務所か内水面支場で分かる範囲で結構ですから、お答えいただければ、ありがたいと思います。

山崎首席研究員

内水面支場の山崎です。

今、海老澤委員から、北浦の方で、イサザアミ、ゴロが少ないという御質問があったんですけれども、令和元年の頃から、北浦の方で、急に不漁になって、その原因についていろいろ調べてきているんですけれども、いろいろ、環境、水深の話ですとか、あとは底泥とか、植物帯が減ってきたとか、いろんな要因が考えられておりますが、イサザアミ、ゴロがなぜ減ってしまったかという、直接的なところは、まだちょっと分からないというのが本音のところになります。

あと、エビもやはり底にいる動物として漁獲対象になっているんですけれども、イサザアミ、ゴロとエビも、横曳きやトロールで獲られるんですが、エビについては、最近少し北浦でも見えるようになってきています。今年ですとトロールで獲っている人も出てきているという状況にあると思います。

根本支場長

(挙手) はい。

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

根本支場長

内水面支場の根本です。ただ今の回答に少し補足いたします。
令和5年まで県主体で開催した、北浦の不漁対策検討会では、エビと

かゴロの減少要因というのは、はっきりとしたものが分からないところがありましたが、エビに関しては、水生植物帯の減少により、隠れ家とか産卵場がなくなったために減ったというようなこと、あとは外来魚による捕食が結構効いているのではないかなというようなことを要因として挙げ、植物帯の造成とか外来魚対策を行うべきだということを提言したところであります。

ゴロについては、はっきりとは分からないところではありますが、それに近いところがあるのではないかと考えられます。

鈴木幸雄議長

ありがとうございました。他にございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

実際に3月は、シラウオは採捕禁止期間にはなってるんですよね。ただ、この横ひきが禁止ではないので、実際のところ、3月にシラウオが混獲されているというのが現状のような形になってます。

先ほど説明がありましたように、2年間、自発的な操業自粛を行った結果では、シラウオが若干増えていると、資源が増えているというような状況なので、こういう形で、この内容で進めていくということで承認してよろしいでしょうか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは、承認したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

鈴木幸雄議長

続いて、議題(2)「うなぎ筒漁業に係る規制について」です。県から説明をお願いします。

小熊技師

(資料2-1、資料2-2(プロジェクター)により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

14番中泉義美

(挙手)

鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
14番中泉義美	はい。すいません、ちょっとお尋ねします。 これ、ページ数でいうと資料2-2で2ページ目に入りますけども、8番の「漁獲実績報告書の提出」並びに9番の「承認の取り消し」。ここにおいて、現在、休業中の者に対する取扱いは、どうなりますか。 これはあくまでも操業を希望する者に対してだと思っんですが、現在、例えば、私、霞ヶ浦漁協なんですけども、実際に許可をいただいても、休業しているっていう方がいるんですよ、何らかの事情で。そういう休業者に対しての処置っていいですか、どうなりますか。 以上です。
横山課長	(挙手)
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
横山課長	お答えいたします。 うなぎ筒漁業をやる場合には、今後必ずこの承認を受ける必要がありますので、休業している場合、或いはちょっとすぐにはできないかなというような場合であっても、承認の方は受けていただく必要がございます。 それで、承認を受けた後に、実績報告の際に、1年間休業していたという形で御報告していただければ、問題ございません。
4番中泉義美	分かりました。ありがとうございます。
11番大崎匠	(挙手)
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
11番大崎匠	筒の本数の数え方で500束以内、1承認当たりということですが、一昨日の霞ヶ浦漁協の理事会の中で、1,000束、1,000束以上置いている方がおりましたので、1人1承認ということで、プラスアルファはいただけないですか。
横山課長	はい、お答えいたします。対個人に対しての承認になりますので、1人

につき1件の承認という形になります。

11番大崎匠

それでは今、1,000束置いている方は500束にするという形を取らざるを得ないんですか。

横山課長

今、大崎委員から霞ヶ浦漁協さんの理事会でというお話があったんですけども、会長から霞ヶ浦漁協の組合長として何か補足する点などございますか。

鈴木幸雄議長

はい。今、大崎委員さんから話がありましたように、先日の霞ヶ浦漁協の理事会において説明をして、理事さんからの意見がありました。その中で、500束では本業としてウナギを獲って商売としてやるのにはちょっと足りない、というような意見が何人かから出ました。

そういうこともありましたので、できれば、この辺もう一度検討していただければと思っております。

その他いくつか出たんですが、この地先に関するものも、許可申請上は地先ということになりますが、その隣の支部的なものも、お互いの了解が得られれば、その辺のところは融通は利くのかどうか、みたいな話もございました。

そういうこともありましたので、まだこれ案ですので、完全には決まっていないわけですから、その辺をもう一度、再度、県として、ちょっと検討していただければというふうに考えるんですが、いかがですか。

横山課長

今回、霞ヶ浦地区の代表者会議の結果をもとに案をお示しさせていただいたところなんですけれども、今聞いたお話ですと、霞ヶ浦漁協内で、いろんな意見が出てきたということでございました。

日程的にはあまり余裕はございませんが、今、会長からお話があったとおり、まだ案の段階ですので、改めて、霞ヶ浦地区の2漁協の代表者会議等による会議を開催いたしまして、その場で改めて内容について御議論いただいて、その内容について、委員会指示の内容に反映する、或いは委員会指示ではなくて、自主的なルール、努力目標として設定する。そういった対応は可能と考えておりますので、後ほど、県と霞ヶ浦漁協、霞ヶ浦地区にある麻生漁協の方で調整させていただければと思います。

鈴木幸雄議長

はい、分かりました、その辺よろしく願いいたします。

2番海老澤武美

(挙手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

2番海老澤武美

今のウナギの筒の数ですが、500 束あればかなりの数でございます。
でも、山に行って竹を切ってくれば、10,000 束でも 20,000 束でも切っ
て置くことができます。でもそれも許可するのかと。霞ヶ浦は、海みたい
に広いから 1,000 束でも 2,000 束でも問題ないかもしれませんが、北浦
は、もしそこの地先に 10 人やりたい人がいたら、置くところがなくな
ります。大変なことになります。ましてや川の中まで置くことになっ
たら、今度は트롤漁の障害になります。
そういうこともやっぱり考えていかないと、霞ヶ浦は霞ヶ浦でこれは
決めていただいて、北浦は北浦で承認は決めていただければ、要は分けて
ね、一緒にしてもらっては、海みたいに広い湖と、河川みたいな細い長い
湖では、一緒にはちょっとならないかなと、そう思います。
よろしくお願いします。

横山課長

(挙手)

鈴木幸雄議長

はい。

横山課長

今、海老澤会長代理からお話ございましたが、今回、事前の代表者会議
の結果が、たまたま霞ヶ浦と北浦が同じ 500 束ということになっていま
したので、今回資料の中で、それぞれ 500 束までとしているのですが、
水域の事情に応じて、分けて考える話です。
ですので、今回は霞ヶ浦から場合によっては再検討って話が出ており
ますが、北浦地区についてはこの前の代表者会議で決定したとおり、500
束を上限に、それぞれ分けて考える方向で進めて参ります。

鈴木幸雄議長

はい。これ、本当は、代表者会議をやる前にもうちょっと理事会とかそ
ういうところで検討すれば良かったんですが、代表者会議の結果を理事
会に諮ったような形になりましたので、そういうような形で理事会の方
から、いろんな要望が出てきたもんですから、再度検討していただければ
と思います。

鈴木幸雄議長	それでは他にございますか。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	それではないようですが、一つ、ちょっと私の方から。 委員会指示の取扱要領の中で、承認についての 4 番目にある前 3 号に掲げる者以外の者、という項目があるんですが、これは、一般の人でも良いという、そういう扱いなのかな、これ。 トロールとかの申請は、個人申請でもできるようになってますよね。だからそういう形での扱いなのかな、その辺ちょっと。
横山課長	現時点では組合員以外のいわゆる非漁民の方によるうなぎ筒の実態というのは、こちらでは把握はしていないんですけれども、仮にそういう方、実際漁業として組合に入らずやっているといる方がいた場合、申請を妨げることはできませんので、そういった方を想定しての内容となっておりますが、優先順位に従いまして、適宜、処理して参ります。
鈴木幸雄議長	一応トロールとかそういうものの自主申請と同じような形でやっていくということですね。
横山課長	申し訳ありません。トロールの自主申請についてちょっと、どういったものなのか、御説明願います。
鈴木幸雄議長	自主的に個人申請っていうのもできますよね。だから、組合に入ってなくても、個人で申請すればできると。 うなぎ筒の場合もそういうことを考えてるのかどうかっていう。
横山課長	はい、同様の扱いと考えております。
鈴木幸雄議長	うなぎ筒の場合は、そんなにはいないと思うんだけど、個人で自分で食べるために食用のために置くなんて人もいないとは限らないんで、その辺のところはちょっと考えて、どうしたら良いか。
鈴木幸雄議長	では他にありませんか。

(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	それではないですので、再度、内容を詰めて進めていくことで承認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
鈴木幸雄議長	続いて、議題（３）「委員会指示違反者に対する処分について」、事務局から説明をお願いします。
久保田局長	(資料３により説明。)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	それではないようですので、この内容で進めていくということで承認したいと思います。よろしくお願いいたします。
鈴木幸雄議長	続いて、議題（４）「全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」、事務局から報告をお願いします。
武藤主任	(資料４－１、資料４－２により説明。)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。 今、説明ありましたように、霞ヶ浦の方でもバスボートなんかとの漁具のトラブルがここ近年大分発生しているような状況なので、そういうことで要望したらという話をしたらば、既に要望した経緯があるということです。今度、茨城海区の方から、その辺のところも一緒に提案をしていただければというような要望をしましたので、そういう形でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 他に何かございますか。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	それではないようでしたら、令和８年度の中央要望についてはこのよ

	うに進めていくことで承認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
鈴木幸雄議長	続いて、議題（５）「トロール漁の漁模様について」、内水面支場から説明をお願いします。
山崎首席研究員	（資料５－１（プロジェクター）により説明。）
飯野技師	（資料５－２（プロジェクター）により説明。）
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。
（委員）	（特になし）
鈴木幸雄議長	それではないようですので、次に進めたいと思います。 続いて、議題（６）「その他」ですが、まず、県の方からお願いします。
丹羽部長	（資料６（プロジェクター）により「令和７年度霞ヶ浦ワカサギの飼育試験及び令和６年度ウナギの飼育試験について」説明。）
鈴木幸雄議長	ありがとうございました。 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。
２番海老澤武美	（挙手）
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
２番海老澤武美	ワカサギの飼育に関して、大変御苦労様でございます。またウナギに関しても。 テレビで、今年はサンマが大豊漁だと。プランクトンがいたものすごく脂の乗りも良いし、魚体も大きくなると報道でやっていました。私もスーパーでサンマを買いましたけども、とても美味しかったですね。 ウナギも、愛知県の一色だったかな。メス化にすると、成長がものすごく早いという話がありました。 北浦は、霞ヶ浦と比べて、何においても、テナガエビにおいても、イ

サザアミにしてもワカサギも、ワカサギはいなくなっちゃったんですが、シラウオにしても、これは北浦にはプランクトンがないのかなと、今、説明を聞いて思ったんですが、この辺は所長どうなんでしょうかね。

いや、答えはいいですよ。私が思っていることをただ言っているだけだから。

北浦を漁業再生する近道は、水門の方から今までは触れてきましたが、今、那珂川の水が千波湖に行ったらとても良くなったと、アオコがなくなったと。片倉立坑から巴川を介して北浦に霞ヶ浦導水の水を、もう霞ヶ浦まではトンネル掘っている最中ですから、片倉立坑まで来てるわけですから。直径1メートル位の菅をふせてもらって、北浦に試験的に流していただければ、そういう要望を、茨城県から国土交通省関東地方整備局の方に要望していただだけませんか。

私は北浦（きたうら広域漁協）で随分、関東地方整備局とか、いろんなところに要望を出しているんですが、へなちょこ組合じゃなかなか聞いてもらえない。

是非とも、今、補償から2年後に霞ヶ浦導水工事も始まって、もう50年も経ってるわけですから。今、水産事務所や試験場の皆さんが一生懸命やっているんですが、海と湖、この海区の霞ヶ浦北浦であっても、低地ダムになってしまった。なかなか霞ヶ浦の水産関係の方は御苦労されていると思う。少し新しい水、那珂川の水を入れようとすれば可能なわけですから。千波湖はもう大喜びで、綺麗になりましたから。北浦にも入れてもらおうと、少しずつ、霞ヶ浦に近づけるような漁業ができるんじゃないかなと、今、いろいろ説明聞きながら、ふと思いましたので、一つちょっと御相談ですが、お願いします。所長の意見をお願いします。

武士所長

承りました。

鈴木幸雄議長

それでは他に何かございますか。

（委員）

（特になし）

鈴木幸雄議長

それで、さっき試験場の方とちょっと話したんですが、今年、霞ヶ浦の場合は、ワカサギが去年なんかよりは少し漁獲があるみたいなんですよ。

この間のトロール部会とか理事会の中でもちょっと話が出たんですが、実際に数字的にも少し、去年なんかよりは漁獲があるみたいで、また、その体型的なものも今までの夏の頭だけのワカサギと違って、大分太ったワカサギが幾らか漁獲されている。さっきの数字でも、多い人は1キログラム程度の漁獲があるみたいなことも聞きますので、何かその辺で、水温的にいったら去年より今年の方が少し高いんじゃないかと思うんだけど、その中でも少し残っているっていうのは、何かその辺、どういう要因があるのかみたいなことも、もし調査の対象としてできればお願いしたいなと思いますので、今後の課題の一つとしてお願いできればと思います。

鈴木幸雄議長

それでは、他に意見等もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了したいと思います。皆様の御協力により、円滑に議事進行できましたことありがとうございました。

久保田局長

長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございました。次回開催は、本日付けの事務連絡のとおり11月21日金曜日の午前10時からを予定しております。議題については改めて御案内申し上げます。

それでは、これをもって委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時45分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人
